

東日本大震災被災地と防災 学校における体罰



山本敬介議員

1 東日本大震災 被災地と防災

問 震災から2年が経過しました。合わせて2万860名の方がこの震災と震災関連で亡くられています。

昨年10月に被災地へ行かれて、村長は新年度に、どのような支援活動を考えているのか伺います。

中村村長 新年度において新たな政策的予算は盛り込んでおりません。

ただ村をいたしましては、今までどおりの支援をしたく、予算措置をしています。

問 住民の被災地ボランティアへの支援は可能ですか。

中村村長 現在の条例、規則の範囲内で積極的に行けると思っています。

問 福島第一原発は全く収束しておらず危険な状態です。

しかし、村の放射能測定は、どうして一カ月に一度から三カ月に一度になったのか理由を伺います。



放射能測定風景

中村村長 放射能の測定は、平成23年8月から村内6カ所です。毎月測定し、村広報、村HPで公表してきました。

測定値は0.036マイクロシーベルトから0.059マイクロシーベルトとなっています。

今回これまでの測定結果の推移、北海道の放射線量モニタリングの結果が毎日公表されていることもあり、三カ月に一度に変更しました。

問 放射線量測定器を村が持っているのは非常に評価していますが、3・11を経験して、非常時に国が言うこと、報道機関が言うことは嘘ではないかと、多くの方が思っています。

信用できる村が一カ月に一度しっかり測ってくれるのは、安心感につながります。保育所、小学校など保護者にヒヤリングし検討いただきたい。もう一度伺います。

中村村長 保護者の意向を聞いて検討したいと思えます。

2 学校における体罰

問 昨年末の12月23日に大阪市の桜宮高校の2年生男子が、所属するバスケットボール部顧問の男性教諭から受けていた体罰で自殺した問題が大きく社会問題になっています。

この体罰問題について教育委員会への認識を教育長に伺います。

藤本教育長 体罰は教師によるいじめであり、自殺した高校生の男子、そしてそのご家族の気持ちを考えてやりきれないと思います。

体罰は児童生徒の人格や人格を侵害する行為であると共に、学校教育法第11条において現に禁止されているものでありますので、いかなる理由があっても絶対に許されない行為だと考えています。

問 村内の体罰の現状を教育委員会として把握をされているのか伺います。

藤本教育長 文部科学省が体罰について報告するよう都道府県教育委員会に通知したことを受けて、本村においても体罰の実態調査を実施しています。

調査は、教職員、小学校は保護者、中学校は生徒と保護者を対象に行い、全て封書で直接教育委員会にいたって確認しましたが、本村の学校では、学校生活、部活動において体罰行為があったという回答はございませんでした。

問 社会教育の分野である、家庭や社会活動における体罰についても伺います。

藤本教育長 地域の活動等でも会議等の中でも機会がある毎に喚起していきたいと思えます。

3 給食の放射能検査

問 文部科学省は「学校給食モニタリング事業」を全国で行っています。道内では70の調理場を対象に昨年の12月から行われております。

これは特定の日の給食メニュー全てを放射能検査するというものですが、占冠村が配給を受けている富良野市の給食センターでは、放射能検査やるべきだという声があがっているにもかかわらず、どうしてこの事業に取り組まれていないのか伺います。

藤本教育長 公開されているこの事業の実施一覧結果を見ますと、上川管内で実施しているのは鷹栖町と上川町ということですが、広域連合に対しては、再度私の方から実施を検討してほしいと伝えたいと思えます。